

## 新型コロナ患者の新たな外来診療体制に向けて

### ～ 外来対応医療機関の指定・公表が始まります～

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行します。これに伴い、患者が発熱や上気道症状、コロナにり患していることのみを理由とする診療の拒否が「正当な事由」に該当しなくなります。

各医療機関の皆様におかれては、**受け入れのご準備**をお願いします。

また、当面の間、**発熱患者等の診療に対応する医療機関を「外来対応医療機関」として都のホームページに掲載**します。裏面のとおり、**登録**をお願いします。



#### 1 外来対応医療機関について



- 「外来対応医療機関」への登録にあたっては裏面をご参照ください。  
外来対応医療機関として都のホームページに医療機関の情報を公表するほか、東京都が設置するコールセンターで医療機関のご案内をいたします。
- かかりつけ患者への診療と併せて、かかりつけ患者以外の患者についても診療のご協力をお願いします。なお、外来対応医療機関には以下のとおり、診療報酬の特例があります。
  - ① 受入患者を限定せず、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる方に、必要な感染対策を講じて、外来診療を実施した場合、**院内トリージ実施料(300点)**を算定できます。
  - ② 引き続き、かかりつけ患者に限定する場合は、**147点**になります。

\* なお、8月末までに①に移行する場合は、300点を算定できます。
- 外来対応医療機関への**パーティション等の設備補助も行っています**。  
(例):HEPAフィルター、簡易陰圧ブース、空気清浄機 等  
この他にも様々な設備補助がございます。  
詳しくはホームページをご確認ください。
- 院内の感染対策は、学会等の感染ガイドラインに沿いつつ、**効率的な対応**をお願いします。



## 2 外来対応医療機関の登録の手続きはこちら

以下の申請サイトから申請をお願いします。

<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>



新規登録時は、ID : kensa パスワード : shinryou でログイン

休日・夜間の診療や、小児・妊婦の診療にご対応いただける場合は、その旨、システムで登録をお願いします。

※ゴールデンウィーク中においてもご登録いただけます。

(システム上、診療・検査医療機関への登録となりますが、5月8日以降、都のホームページに外来対応医療機関として更新されます。)

## 3 医療機関情報の公表

● 都ホームページで外来対応医療機関の情報を公表します。

・ 診療・検査医療機関の一覧 (マップ、リスト)

※ 今後、「外来対応医療機関」に更新予定



● 都が設置するコールセンターで、発熱その他の症状があり新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に、外来対応医療機関を紹介いたします。このため、**かかりつけ患者以外の診療**もご協力をお願いします。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」等の診療情報



厚生労働省 医療機関向けリーフレット

「新型コロナウイルス感染症への対応について」

・ 第1報 <https://www.mhlw.go.jp/content/001084071.pdf>



・ 第2報 <https://www.mhlw.go.jp/content/001088182.pdf>



※ 都民への周知用リーフレットも別途作成予定です。

【担当】 東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 感染症医療整備担当  
電話03-5320-4179